

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年6月17日)

[件名]

- 島根原子力発電所2号機に関する山陰両県知事会議の開催について
(原子力安全対策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について(第3報)
(原子力安全対策課) … 15

危機管理局

島根原子力発電所 2号機に関する山陰両県知事会議の開催について

令和4年6月17日

原子力安全対策課

6月2日の島根県本会議の冒頭で、島根県の丸山知事は島根原発2号機に係る再稼働判断の意見表明を行いました。

これを受けて、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、丸山知事から再稼働判断の理由及び中国電力・国への要請事項の概要等についての説明を受け、鳥取県からは、本県からの国や中国電力への要請事項を島根県の要請事項に組み込むことを要請しました。

また、この内容について、米子市及び境港市に説明し、意見交換を行いました。

1 島根原子力発電所 2号機に関する山陰両県知事会議

(1) 日時・場所 6月5日(日) 午後4時～午後4時20分

県庁第3応接室 ※オンラインで実施

(2) 出席者 鳥取県：平井知事、島根県：丸山知事

(3) 主な内容

ア 丸山知事の説明

(ア) 島根原発2号機の再稼働判断に至った経緯

住民説明会、鳥取県をはじめとする関係自治体、島根県議会等の意見などを踏まえ、熟慮を重ねた結果、島根原発2号機の再稼働は現状においてはやむを得ないと考え、再稼働を容認した。中国電力に対し、安全協定に基づく事前了解を行う。

(イ) 経済産業大臣への理解要請への回答

原発再稼働を進める政府の方針については、中国電力へ島根原発2号機の設置変更許可に係る事前了解を行った旨を回答する。

(ウ) 中国電力への要請事項

審査や検査の状況の適切な説明と丁寧な情報提供、常に最新の知見を取り入れた最大限の安全対策、過去のトラブル等からの教訓を反映した組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化、関係自治体に対する誠意をもった対応などを要請する。

(エ) 政府に対する要請事項

(I) 原子力規制委員会

最新の知見の規制基準への反映を行うこと、設計及び工事計画認可などの厳格な審査、原子力規制検査の厳格な実施を要請する。

(II) 内閣府

避難計画の住民への周知、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、迅速・確実な実動組織の派遣などの支援・協力、原子力防災対策に必要な資機材、施設等の整備、立地・周辺自治体が行う取組に対する十分な財政支援などを要請する。

(III) 内閣官房

他国の領土や主権の侵害を抑止する国際秩序を確立するための国際社会と協調した経済制裁措置の実施、武力攻撃が懸念されるような場合の原子力事業者に対する運転停止命令や間に合わない場合は事業者による迅速な停止を行うことの厳格な指導、万が一ミサイル攻撃等が行われるような事態となった場合の自衛隊による迎撃態勢と部隊の配備などを要請する。

(IV) 経済産業省

核燃料サイクルの課題解決に向けた取組の加速、原発の再稼働判断に立地・周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設、原子力災害時の避難をより円滑に実施するための道路整備等の支援、原発への依存度を可能な限り低減するための再生可能エネルギー

ギーの導入促進、電源三法交付金等の対象地域の拡大などを要請する。

イ 知事からの要請

(ア) 丸山知事からの説明に対する依頼

本県が3月25日に中国電力や政府に回答したことを伝えるとともに、島根県からの中国電力・政府への要請にも本県の内容を反映していただくよう依頼した。

(Ⅰ) 工事計画認可等の法令手続きに際しての対応

「関係自治体から意見があれば、誠意を持った対応を行う」の追記、または口頭で伝えることを依頼。

(Ⅱ) 原子力災害対策の十分な財政支援

周辺自治体も原子力防災対策を行わなければならない実情にある以上、財政的配慮を行うことを入れることを依頼。

(Ⅲ) 道路整備等の支援

経済産業省への要請事項にあるが、加えて国土交通省または内閣・政府への要請とすることを依頼。

(イ) 本県の依頼に対する丸山知事からの回答

本県からの要望については、島根県から中国電力・政府への要請に含まれた内容であり、対応していく。

また、鳥取島根両県で連携して取り組む課題であることから、鳥取県側の状況や意見を聴きながら引き続き取り組んでいく。

2 島根原子力発電所2号機に関する2市との意見交換

(1) 日時・場所 6月5日(日) 午後4時30分～午後4時45分

県庁第3応接室 ※オンラインで実施

(2) 出席者 鳥取県：平井知事、米子市：伊木市長、境港市：伊達市長

(3) 主な内容

山陰両県知事会議において、本県から島根県へ行った要請内容、それに対して島根県が賛同されたことについて、知事から両市長へ説明を行った。

米子市長、境港市長からは、島根県への要請に対する感謝の意と、特に「安全第一」「財政支援」「道路整備」「使用済燃料の最終処分」について、引き続き県と2市で国へ働きかけを行うことを確認した。

(参考) 経緯

令和3年12月14日(金) 覚書に基づき島根県から鳥取県、米子市、境港市へ考え方照会

令和4年3月28日(月) 2市と意見交換を行い、覚書に基づく鳥取県の回答文書を発出

6月2日(木) 丸山島根県知事は県議会本会議で再稼働容認を表明

6月5日(日) 島根原子力発電所2号機に関する山陰両県知事会議の開催

// 島根原子力発電所2号機に関する2市との意見交換

【添付資料】

添付1 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく手続きについて(回答)

添付2 島根県の中国電力等への要請事項(案)

添付3 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

第 202100325588 号
令和 4 年 3 月 28 日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
手続きについて（回答）

令和3年12月14日付原第638号で依頼のあったこのことについては、今後、
貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常に最新
の知見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に関係なく
当県の県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機の
新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当職の考
え方を反映していただきますよう御高配方、宜しく願いいたします。

第 202100325587 号
防起第 3219 号 - 1
受境自第 41 - 1 号
令和 4 年 3 月 25 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策に
ついて (回答)

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映 (バックフィット) し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼働となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任を

もって行うこと。

- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

第 202100325589 号
防起第 3218 号-1
発境自第 21 号
令和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針に
ついて (回答)

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資庁第 1 号で理解要請のあったこのこと
については、下記事項について申し入れます。

また、中国電力から平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあった「原
子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、
了解する旨回答しました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として
適切な対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要
の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行
うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準
を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審
査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が
必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府

が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。

- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

中国電力への要請事項（案）

1. 設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査の状況等を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下、関係自治体という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 常に最新の知見を取り入れるなど、島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。
また、万が一事故が発生した場合には、十分な賠償を行うこと。
3. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮すること。
4. 突発的な武力攻撃の発生に備え、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止するとともに、平時から体制の確認・徹底に努めること。
5. 汚染水対策について引き続き適切に実施すること。
6. 使用済燃料の処理・処分に事業者として責任を持って適切に対応すること。
7. 多様な電源構成を目指すために電力事業者として再生可能エネルギーの導入・技術開発に一層取り組むこと。
8. 周辺地域を含めた地元企業への工事発注や宿泊施設の利用など、地域振興に特段の配慮をすること。
9. 原子力防災対策については、平時から関係自治体と連携を図り、積極的な協力を行うなど、事業者として必要な取組を継続して行うこと。
10. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

原子力規制委員会への要請事項（案）

1. 常に最新の知見を規制基準に反映させるなど、原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。
2. 島根原子力発電所2号機的设计及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査を厳格に行うこと。
3. 日常の原子力規制検査を厳格に行うこと。
検査に当たっては、検査官の質を高めるとともに、中国電力における過去の不適切事案を念頭に、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といったあらゆる面においてルールどおり行われているか、随時書類の確認や会議の傍聴を行うなど中国電力の緊張感に緩みが出ないように対処すること。

内閣府への要請事項（案）

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力をを行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。

内閣官房への要請事項（案）

1. ロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。
ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。
2. 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。
また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
3. 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

経済産業省への要請事項（案）

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。
また、原子力防災対策が必要な区域が 30 キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 鳥取県知事 平井伸治

丙 米子市長 野坂康夫

丙 境港市長 中村勝治

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第3報）

令和4年6月17日

原子力安全対策課

令和3年9月15日に発電用原子炉設置変更許可を受けた島根原子力発電所2号機における原子力規制委員会による審査等の状況は次のとおりです。

1 審査

(1) 設計及び工事計画認可申請の審査

6月14日に審査会合（3回目）が開かれ、設置変更許可の審査において詳細設計（設計及び工事計画の審査）で詳細を確認するとした建物の耐震設計の計算手法、抑止杭による斜面の地すべり抑制効果、平成29年8月の技術基準規則改正に伴うバックフィット案件である電気火災対策等に関する詳細な評価結果について説明がなされた。原子力規制委員会から異論は出なかった。

<島根原子力発電所2号機における審査の経緯>

日付	主な動き
H25.12.25	原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請、保安規定変更認可申請
R3.9.15	原子炉設置変更許可（基本設計に関する審査合格）
R3.10.1	工事計画認可申請書の1回目の補正書提出
R3.12.22	工事計画認可申請書の2回目の補正書提出
R4.3.28	工事計画認可申請書の3回目の補正書提出
R4.5.25	工事計画認可申請書の4回目の補正書提出

(2) 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日に原子炉設置変更許可や工事計画認可と同時に申請されたが、現在まで審査は行われていない。

2 安全対策工事

中国電力は、令和4年度内の工事完了を公表している。現在は、防波壁の補強工事やアクセスルートの改良工事を行っている。

3 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備

前回報告（令和4年6月1日の常任委員会）から変化なし。